〇内閣府告示第百六十九号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に

基づき、平成二十五年内閣府告示第二百六十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十

六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区

二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区

三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域

兀 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称 (番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 校

地 面 積基準の引き下げによる大学等設置事業(八一一)及び学校設置会社による学校設置事業(八一六)

〇内閣府告示第百七十号

構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百八十九号) 第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定及

び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第二十三号をもって公示した構造改革特

別区域計画の変更を平成二十六年六月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県阿蘇郡南阿蘇村

二 構造改革特別区域の名称 南阿蘇村教育特区

三 構造改革特別区域の範囲 熊本県阿蘇郡南阿蘇村の全域

兀 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称 (番号については、 構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 学

校設置会社による学校設置事業(八一六)及び市町村教育委員会による特別免許状授与事業(八三〇)